社団法人日本薬剤師会定款

昭和25年８月９日　設立許可
昭和28年８月11日　一部変更認可
昭和37年７月17日　一部変更認可
昭和43年１月12日　一部変更認可
昭和43年５月９日　一部変更認可
昭和45年５月21日　一部変更認可
昭和47年６月７日　一部変更認可
平成３年12月19日　一部変更認可
平成８年10月28日　一部変更認可
平成17年９月30日　一部変更認可
平成19年12月28日　一部変更認可

第１章　総　　則

（名称）
第１条　本会は、社団法人日本薬剤師会という。

（組織）
第２条　本会は、日本全国を区域とし、都道府県薬剤師会の会員をもって組織する。

（事務所）
第３条　本会は、事務所を、東京都新宿区四谷三丁目３番地１に置く。

（目的）
第４条　本会は、国民の厚生福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

（事業）
第５条　本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
１）薬学の進歩の助成及び薬業の発達の促進に関する事項
２）薬剤師の職能の向上に関する事項
３）公衆衛生の普及指導に関する事項
４）薬事衛生の向上普及に関する事項
５）優良医薬品の普及及び医薬品の流通の適正化に関する事項
６）機関誌及び薬事関係図書の刊行に関する事項
７）薬事情報の収集及び伝達に関する事項
８）学術大会、講演会、講習会、研修会等の開催に関する事項
９）会員の厚生福祉に関する事項
10）その他目的達成に必要な事項

第２章　　会　　員

（会員の種別）
第６条　本会の会員は、正会員及び賛助会員（以下会員という）とする。

（正会員）
第７条　薬剤師は、正会員となることができる。

（賛助会員）
第８条　薬剤師となる資格のある者、その他薬剤師以外の者で、薬学又は薬業に関係のある者は、定款施行細則（以下、「細則」という。）の定めるところにより、賛助会員となることができる。

（名誉会員）
第９条　本会に、名誉会員を置くことができる。
２　名誉会員は、薬学及び薬業の進歩発達に特に顕著な功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、総会の承認を得て決定する。

（準会員）
第10条　本会の事業の一部に協力することを希望する者を、準会員とすることができる。

（会員の除名等）
第11条　次の各号のいずれかに該当する会員は、総会の議決を経て戒告し、又は除名することができる。
　１）薬剤師としての体面を汚した者
　２）本会の綱紀又は体面を汚した者
　３）会費の納入を怠り、催告を受けた後、１年を経過してもなお支払わない者、その他会員としての義務を怠った者
２　前項の規定による除名は、第３号を除き出席者の３分の２以上の賛成を得なければ行うことはできない。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（細則への委任）
第12条　この章に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、細則で定める。

第３章　　代議員及び予備代議員

（代議員）
第13条　本会に、代議員及び予備代議員を置く。
２　正会員の表決権は、代議員をもって行使する。
３　代議員及び予備代議員は、都道府県薬剤師会が、正会員のうちから選ぶ。

４　予備代議員は、代議員に事故のあるとき、都道府県薬剤師会の定める順位により、これを代理するものとする。

（細則への委任）
第14条　前条の規定により、都道府県薬剤師会が選出する代議員及び予備代議員の定数は、細則の定めるところによる。

（代議員の選挙権）
第15条　会員以外の者は、代議員及び予備代議員の選挙権を有しない。

（代議員の職務）
第15条の２　代議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

（代議員の任期）
第16条　代議員及び予備代議員の任期は、２年とする。
２　代議員及び予備代議員は、現任者の任期が満了する年の３月３１日までに、都道府県薬剤師会毎に、これを選挙する。
３　代議員及び予備代議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行う。ただし、選挙の日より１年以内に欠員を生じたときは、次点者をもって当選者とする。
４　前項の規定により就任した代議員及び予備代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（細則への委任）
第17条　代議員及び予備代議員の選挙に関し必要な事項は、細則で定める。

（代議員の兼職禁止）
第18条　代議員及び予備代議員は、本会の役員を兼ねることができない。

第４章　役　員

（役員）
第19条　本会に、次の役員を置く。
　１）会　長　　１人
　２）副 会 長　　５人
　３）理　事　　38人以内
　４）監　事　　３人
２　会長及び副会長は、理事とする。
３　本会に、専務理事１人及び常務理事若干人を置くことができる。

（役員の職務）
第20条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会務を掌る。
３　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌る。

４　常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務を掌る。
５　理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
６　副会長は、会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。
７　会長及び副会長に事故のあるときは、専務理事が会長の職務を代理し、会長、副会長及び専務理事に事故のあるときは、あらかじめ会長の定める順位により、常務理事が会長の職務を代理する。
８　監事は、本会の会務及び会計を監査する。
９　監事は、毎年その監査の結果を、総会に報告しなければならない。

（役員の選任）
第21条　本会の会長、副会長及び監事は、総会において正会員のうちから選ぶ。ただし、監事のうち１人は理事会の議決を経て、正会員以外の学識経験者から総会において選任する。選挙に関し必要な事項は、細則で定める。
２　会長及び副会長以外の理事は、会長が、副会長の意見を聴いて、正会員及び学識経験者のうちから指名したうえ、総会において選任する。
３　専務理事及び常務理事は、会長が、副会長の意見を聴いて、理事のうちから指名する。

（役員の任期）
第22条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　役員の任期は4月１日に始まり、翌々年の3月３１日に終了する。
３　補欠又は増員により役員に選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
４　役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、前任者が、その職務を行うものとする。

（役員の解任）
第22条の２　役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席代議員の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
１）心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
２）職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

（役員の補欠選任）
第23条　会長、副会長及び監事に欠員を生じたときは、第21条第１項に定めるところにより、補欠選任を行う。
２　会長、副会長以外の理事に欠員を生じたときは、第21条第２項の規定により、補充するものとする。ただし、会務遂行に支障がないと認めたときは、補充しないことができる。
３　前２項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問及び相談役）
第24条　本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
２　顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
３　顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。
４　顧問は、会の重要事項につき、随時、意見を述べることができる。
　相談役は、会の運営に関し、会長の相談に応じ、随時、意見を述べることができる。

第５章　会　　議

（会議の種類）
第25条　会議を分けて、総会及び理事会とする。

（総会）
第26条　総会は、代議員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。
２　通常総会は、毎年１回、会長が招集する。
３　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
４　会員の５分の１以上、若しくは監事の連名、又は代議員の３分の１以上から、会議に附議すべき事項を示して、臨時総会を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、すみやかにこれを招集しなければならない。
５　会長が、正当な理由なく、前項の請求があった後、２箇月以内に総会招集の手続を行わないときは、請求者は、総会を招集することができる。

（権能）
第27条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（議長及び副議長の選挙等）
第28条　総会の議長及び副議長は、総会において各々１名を、出席代議員の中から選出する。
２　議長及び副議長の任期は、代議員としての任期と同じとする。
３　総会の議長及び副議長は、次の総会の議長及び副議長が選出されるまで、事務を代行するものとする。

（議長及び副議長の職務）
第28条の２　総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
２　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

（総会の招集）
第29条　総会の招集は、少なくとも開会の日の15日前までに、開会の日時及び場所を、本会機関誌に掲載して行う。ただし別段の方法によることができる。

（定足数）
第29条の２　総会は、代議員の３分の２以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）
第29条の３　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）
第29条の４　代議員は、総会において、書面による表決又は他の代議員に委任して表決することが認められた議事については、書面をもって表決し、又は他の出席代議員に委任して表決することができる。
２　前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第30条～第35条　削除

（理事会の構成）
第36条　理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

（理事会の招集及び議長）
第37条　理事会は、必要と認めるとき、会長が招集する。
２　理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるときは、副会長があらかじめ会長の定める順位に従い、これにあたる。

（理事会の議決事項）
第38条　次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。
　１）総会の招集並びにこれに提出すべき議案
　２）会務運営及び事業執行に関する事項
　３）その他会長が必要と認めた事項

（理事会の定足数）
第38条の２　理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

（議決）
第38条の３　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）
第38条の４　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に委任して表決することができる。
２　前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、理事会に出

席したものとみなす。

（監事の出席）
第39条　監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（都道府県会長協議会）
第40条　本会に、都道府県会長協議会（以下、「会長会」という。）を置く。
２　会長会は、都道府県薬剤師会会長及び本会役員をもって組織し、本会の重要事項及び事業運営につき連絡協議する。
３　会長会は、必要と認めるとき、本会会長が招集する。

（会議への委任）
第41条　この章に定めるもののほか、総会、理事会及び会長会に関し必要な事項は、それぞれの会議の議決を経て定める。

第６章　　事　務　局

（事 務 局）
第42条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　職員の任免、給与、分限及び執務に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が決定する。

第７章　　会費及び経費

（経　費）
第43条　本会の経費は、会費、特別会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

（会　費）
第44条　会費の額及び賦課徴収方法は、総会がこれを定める。
２　前項の会費は、会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

（特別会費）
第45条　特別会費は、特別の事業の実施に際し、特に必要のある場合、総会の議決を経て徴収する。

（剰余金の処分）
第46条　各年度において、剰余金のあるときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越し、又は積立金とし、若しくは基金に編入するものとする。

（経費の単年度使用）
第47条　各年度において、決定した経費の定額をもって、他の年度に属すべき経費にあてることはできない。

（事業計画及び予算）
第48条　本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）
第48条の２　本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事及び公認会計士の監査を受け、総会の議決を経て、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書を添付するものとする。

（会計年度）
第49条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

第８章　財　　産

（財産及び基金）
第50条　本会は、総会の議決を経て、財産の一部を基金とすることができる。
２　特に目的を指定しない寄附金を受けたときは、これを基金に編入する。

（基金等の管理）
第51条　基金及び財産は、会長がこれを管理し、総会の議決を経なければ、処分することができない。

第９章　都道府県薬剤師会

（都道府県薬剤師会）
第52条　薬剤師をその主たる構成員とする団体で、同一都道府県を区域とするものが２以上あるときは、第２条に規定する都道府県薬剤師会は、総会の議決を経て、会長が決する。

（権限又は事業の委任）
第53条　会長は、理事会の議決を経て、その権限の一部を、都道府県薬剤師会会長に、委任することができる。
２　会長は、理事会の議決を経て、本会の会務又は事業の一部を、都道府県薬剤師会に委任することができる。

第10章　　職　種　部　会

（職種部会）
第54条　本会の会務及び事業の運営を円滑にするため、職種を同じくする会員は、会長の承認を経て、職種部会を組織することができる。
２　職種部会に関し必要な事項は、細則で定める。

第11章　　団　体　契　約

（団体契約）
第55条　会長は、総会の議決を経て、社会保険医療、公衆衛生その他に関し、会員のため、団体契約を締結することができる。

第12章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第56条　この定款は、総会において、出席代議員の３分の２以上の同意を得なければ、変更することができない。

（解　散）
第57条　本会を解散しようとするときは、総会において、代議員総数の４分の３以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の許可を得なければならない。

（清算人）
第58条　本会が解散したときは、会長、副会長及び理事が清算人となる。ただし、総会の議決により、会員のうちから清算人を選任することができる。

第13章　　記　　章

（記　章）
第59条　本会に記章を定め、登録することができる。

附　　則
１　この定款は、認可の日（平成17年９月30日）から実施する。

附　　則
１　この定款は、認可の日（平成19年12月28日）から実施する。